

**いいだ未来デザイン2028**  
**【2022(令和4)年度】**  
**分野別計画 一覧**

**令和5年7月**  
**飯田市企画部企画課**

## いいだ未来デザイン2028で目指すまちの姿の実現に向けて展開する分野別計画

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・ 関連する国県等の計画・ 計画期間	関係する 基本目標	計画の区分	備考
1	飯田市行財政改革大綱及び実行計画	財政課	人口減少・少子高齢化の更なる進行、新型コロナウイルス感染症対策等による市民生活や社会経済の変化に伴い、税収等の財源の減少が想定される中、新たな需要に対応しつつ、限られた財源で市民サービスを維持・提供していくことを基本スタンスとした上で、安定的で健全な行財政運営を確立していくことを課題と捉え、事業や業務を行う構造部分の改革にステージを移し、人口減少・少子高齢化時代における持続可能な行財政運営を実現するため、方針を定める。	<p>1 基本方針 人口減少・少子高齢化時代における持続可能な行財政運営の実現</p> <p>2 取組の柱 社会構造の変化、気候変動や新たな生活様式に対応しながら、将来を見据えた構造的な改革を進め、持続可能な財政基盤の確立を目指す。</p> <p>(1) 実態に即した無理のない堅実な財政運営の実現</p> <p>(2) 公共施設（建物）の最適化</p> <p>(3) 行政サービスの刷新</p> <p>(4) 職員配置の適正化と職員の能力向上の推進</p> <p>3 実行計画 基本方針を実現するための目標値を定め、「取組の柱」ごとに取組項目を設定し、様々な改革を進める。</p>	令和3年度～令和6年度		基本目標13	任意	報告済
2	飯田市公共施設等総合管理計画	財政課	建物施設を対象として策定した「基本方針」に、インフラ施設と病院施設の現状と課題や今後の取組方針などを加えて公共施設等を対象とした上で、個別施設計画の策定による具体的な取組、進行管理を行なながら、可能な限り次世代に負担を残さず、効率的、効果的で最適な公共施設等の維持管理を実現するために策定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物施設、インフラ施設、病院施設の現状</li> <li>・将来の更新費用の試算結果</li> <li>・公共施設等の管理の基本的な考え方</li> </ul>	平成28年度～令和7年度	公共施設等総合管理計画の策定要請（平成26年4月22日総務大臣通知）		努力義務	報告済
3	辺地対策総合整備計画	財政課	辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を実施するため策定する。	<p>下栗辺地 辺地の人口85人、面積21.3 km<sup>2</sup></p> <p>1 辺地の概況</p> <p>(1) 辺地を構成する町又は字の名称 上村</p> <p>(2) 地域の中心の位置 飯田市上村下栗1151</p> <p>(3) 辺地度点数 174点</p> <p>2 公共的施設の整備を必要とする事情</p> <p>下栗辺地は、市中心部から東端に位置し、その中心地は市役所から約30km離れた場所にあり、南は飯田市南信濃地区と境を接している。</p> <p>市道上村25号線及び150号線は、下栗辺地の重要な生活道路であり、上村3号線を経由し、上村自治振興センター及び上村小学校等の公共施設が集中する地域の中心部へアクセスする道路である。</p> <p>山間地を通る路線であるため狭隘でカーブが多く、地区住民のみならず観光客等の車両が脱輪するなどの事象が頻繁に発生しているため、当路線の改良を行うことにより、地域の中心部及び他地区への通行の安全を確保し、利用者の利便性の向上を図る。</p> <p>3 公共的施設の整備計画</p> <p>(1) 市道上村25号線改良事業 30,000千円</p> <p>(2) 市道上村150号線改良事業 10,000千円</p>	令和4年度～令和6年度	・ 辺地に係る公共的施設の整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年4月25日法律第88号）		努力義務(補助金)	議決

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・ 関連する国県等の計画・ 計画期間	関係する 基本目標	計画の区分	備考
4	公共施設マネジメント基本方針	財政課	<p>公共施設の老朽化に伴う更新・改修費用の増加が避けられず、将来の財政負担が増大する。また、少子高齢化の進行により公共施設をそのまま維持することが困難となっている。</p> <p>市民サービスへの影響を最小限に抑えつつ安全安心な公共施設を維持するためには、将来の社会状況や財政状況を把握し、市民ニーズを見据えた公共施設全体の最適化を進める必要がある。</p> <p>これまでの市民と行政の協働による取組を踏まえ、十分な議論と理解を踏める中で、市民主体で課題解決の検討を行うことにより、公共施設マネジメントを進める方針を定めた。</p> <p>公共施設マネジメントを進めることにより、「暮らしやすい地域づくりの推進、より良い市民サービスの提供・財政負担の軽減」を目指す。</p>	<p>1 公共施設管理の基本原則            (1) 暮らしやすい地域づくりの推進            (2) より良い市民サービスの提供            (3) 財政負担の軽減</p> <p>2 基本方針            (1) 適正な維持管理による公共施設の長寿命化の推進            (2) 施設の集約化・多機能化等の推進            (3) 施設の廃止・売却の推進            (4) 民間活力の導入            (5) 新規施設の考え方</p> <p>3 推進方策            (1) 目的別検討会議            (2) 地域別検討会議</p>	平成27年度～		基本目標8	任意	報告済
5	三遠南信地域連携ビジョン	企画課	「三遠南信流域都市圏の創生」をテーマとして、三遠南信地域の発展の方向性を明確に示し、持続可能な地域づくりを行う指針とするため策定する。	ビジョンのテーマに沿って、地域連携の考え方を定めており、地域連携の方針は、「道」、「技」、「風土」、「住」、「人」の5つの分野の「基本方針」と、基本方針を推進する「推進方針」で構成している。  また、地域連携の方針のうち、特に重点的に推進する7つのプロジェクトを定めている。	令和元年度～令和12年度			任意	
6	地域再生計画 「高速交通網の効果を飯田市の地域社会経済振興にいかすための道整備計画」	企画課	<p>「地育力による心豊かな人づくり」を推進し、飯田というひとつのステージで、人形劇を中心に入々がこぞって参加し、皆がいきいきとつながりながら、それぞれの夢や想いに向かって活動できる「人形劇のまち飯田」をつくっていく。</p> <p>飯田の風土の中で人形劇が果たしてきた役割や意義、さらには人形劇が持つ多面的機能の研究を進め、「人形劇のまち飯田」の魅力をより広く・より深く国内外に発信することにより、市民文化と人形劇文化の向上に貢献できる「小さな世界都市」を築いていく。</p>	<p>市民や人形劇人の主体的な活動を支援するとともに、「人形劇のまち飯田」の魅力を国内外に発信することにより、人形劇のまちづくりを飯田市全体の活性化に結びつけることができる新たな仕組み作りを進める。</p> <p>1 多様な意見により「人形劇のまち飯田」を創造できる場の整備            (1) 「(仮称)人形劇のまち運営協議会」の設置            (2) 多様な主体の活動を支援する機能の充実            ア 飯田文化会館(人形劇のまちづくり係)による支援            イ 「(仮称)人形劇センター」の設置            ウ 飯田女子短期大学との連携</p>	令和5年度～令和9年度	地域再生法（平成17年法律第24号）	基本目標13	法定計画	

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
7	南信州定住自立圏共生ビジョン	企画課	中心市である飯田市と近隣町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進するため策定した。	圏域の将来像や推進する具体的な取組を記載 1 生活機能の強化 2 結びつきやネットワークの強化 3 圏域マネジメント能力の強化	令和元年度～令和5年度		基本目標13	任意	報告済
8	飯田市行政事務DX推進方針	デジタル推進課	迅速な対応が求められている行政事務のデジタル化に重点的に取り組むため、全庁的なデジタル化の取組事項と工程を、「飯田市行政事務DX推進方針」として策定し、デジタル化に対する認識の共有や機運の醸成を図るとともに、デジタル化の取組を総合的かつ効果的に実施することで市民サービスの向上を図る。 また、行政事務のデジタル化を進めることによって、いいだ未来デザイン2028が掲げる未来ビジョンを実現するための推進力に繋げる。	行政事務のデジタル化による市民サービスの向上を図るために、次の方針に基づいて取組を進める。 方針1 オンライン化による市民の利便性向上 市民の利便性向上を図るために、書面、押印、対面を前提とした行政手続から、オンラインで「いつでも・どこからでも・簡単」に手続が完結できるように取り組む。 方針2 デジタル活用による情報発信の推進 市政情報の共有や相互理解が得られるように、デジタル活用による市民のニーズに対応した情報提供と双方方向のコミュニケーションにより、市民にわかりやすく便利な情報発信を推進する。 方針3 効率的な仕事の仕方への転換 一連の事務処理がデジタルで完結するための効率的な仕事の仕方への転換や、AIやRPAなどのデジタル技術を活用して業務プロセスの見直しを図り、限られた人的資源を市民に寄り添う良質なサービスの提供に充てる。 方針4 デジタル化の取組を支える基礎をつくる デジタル化の取組を支え、デジタル化による市民サービスを安全に提供するための基礎をつくる。	令和3年度～令和7年度	自治体デジタル・トランسفォーメーション(DX)推進計画(令和2年12月25日閣議決定)	基本目標13	任意	報告済
9	リニア推進ロードマップ	リニア推進課	「リニア将来ビジョン」が示す地域像の実現に向け、長期間を俯瞰し、リニア効果を活かすための取組を全市的に明らかにするための工程表が必要であること、また、中央新幹線の開業に向けた準備が遅滞無く進められるよう進行管理することが必要であることによる。	リニア中央新幹線開業を見据えた3つの分野（3柱）で構成 柱1：リニア本体工事関連 柱2：社会基盤整備関連 柱3：戦略的地域づくり	単年度（年度毎更新）	・南信州広域連合リニア将来ビジョン ・国土形成計画 ・スーパー・メガリージョン構想 ・長野県リニア活用基本構想 ・長野県リニアバレー構想 ・しあわせ信州創造プラン2.0 ・リニアの開通効果を地域振興に活かすビジョン		任意	報告済

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
10	リニア駅周辺整備計画	リニア整備課	長野県の南の玄関口及び三遠南信地域の北の玄関口にふさわしいリニア駅とするため、「地域らしさ」、「広域交通拠点」を視点に基本的な方針を策定する。	リニア駅周辺整備基本構想を踏まえた計画 1 リニアによるまちづくり戦略 2 リニア駅周辺整備区域の整備コンセプト (1) 機能的でコンパクトな駅空間 (2) 信州・伊那谷らしさを感じられる駅空間 (3) 自然との調和を目指した駅空間 (4) 地域と一体化した駅空間 3 整備区域内の施設の整備方針	平成26年度～令和9年度	事業主体の東海旅客鉄道㈱がリニア中央新幹線駅を飯田市上郷飯沼附近に計画したことによる。		任意	報告済
11	飯田市空き家等対策計画 第1回改定	結いターン移住定住推進課	「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、本市の空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため、計画を策定する。	空き家等の所有者が責任を持って適切に管理することを前提に、行政、地域住民、事業者、NPO等が相互に連携して、それぞれの責務や役割を果たし、所有者に対して意識の向上や所有者としての責任に基づく行動を促していくことを軸に段階に応じた対策の実施 1 空き家化の予防 2 活用・流通の促進 3 管理不全対策 4 跡地利用の誘導	令和4年度～令和7年度	空き家等対策の推進に関する特別措置法	基本目標2 基本目標9	条例計画	報告済
12	飯田市過疎地域持続的発展計画	結いターン移住定住推進課	「過疎地域の持続的発展に関する特別措置法」に基づき、過疎地域の持続性を図るために、「移住定住の推進と今いる住民の暮らしの充実を図る」ことを重点に計画を策定する。	過疎法の指定を受けた、旧上村・旧南信濃村の2地区を限定した計画として策定 ・地域の持続的発展の基本方針 ・地域の持続的発展のための基本目標 ・計画の達成状況に関する事項 ・計画期間 ・移住定住等過疎地域における持続的発展を目指すための事業等	令和3年度～令和7年度	・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法	基本目標2 基本目標9	法定計画	報告済

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
13	飯田市中山間地域振興計画	結いターン移住定住推進課	中山間地域（下久堅・上久堅・千代・龍江・三穂・上村・、南信濃）の人口減少の影響を最小限に留め、持続可能な地域づくりに向け今後10年間で重点的に取り組むことに特化した計画として定める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な地域づくりをめざし、「田舎へ還ろう戦略」を推進し、地域との関係性から移住・定住へつなげていくことに特化した計画</li> <li>・地域住民が抱える課題解決に向けた分野別計画との連携により取り組む。</li> <li>・地区基本構想を軸に、地区ごとに重点的に取組むテーマとの連携・支援を行う。 ○中山間地域振興の基本理念 ○基本方針 ○この計画によりめざす10年後の姿</li> </ul>	平成31年度～令和10年度 ※いいだ未来デザイン2028 や関連する計画の改定、社会経済情勢の変化、地域づくりの進捗状況などに応じて見直す。	なし	基本目標2 基本目標9	任意	報告済
14	第7次飯田市男女共同参画計画 “ともに生きるいいだプラン”	共生・協働推進課	男女共同参画社会を実現するための総合計画として、施策の基本的方向と積極的格差是正措置を含む具体的な行動を示す。	<p>施策の柱</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人の意思を尊重した男女共同参画の意識づくり</li> <li>・固定的な男女の役割意識の解消、子ども期からの教育等</li> <li>2 仕事、子育てや介護等ができる環境づくり</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスの推進、柔軟な働き方の推進等</li> <li>3 女性が活躍できる社会づくり</li> <li>・女性のキャリアアップ支援、男女格差のないキャリア形成の推進等</li> <li>4 多様性を認め支え合う地域づくり</li> <li>・ムトスぶらざを拠点とした多様な地域づくりの推進、性の多様性に対する理解の推進等</li> <li>5 男女共同参画のための安全・安心な社会づくり</li> <li>・生活支援や人権擁護の啓発等</li> </ol>	令和5年度～令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画社会基本法（第14条）</li> <li>・第5次男女共同参画基本計画(国)令和3年度～令和7年度</li> <li>・第5次長野県男女共同参画計画（令和3年度～令和7年度）</li> <li>・飯田市男女共同参画推進条例</li> </ul>	基本目標4 基本目標6 基本目標8 基本目標10 基本目標13	法定計画	報告済
15	飯田市多文化共生社会推進計画第2次改定版	共生・協働推進課	多文化共生社会の実現に向けて、外国人住民の定住支援と国際交流、国際理解に関わる施策等を体系的・総合的に推進する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 定住生活の支援           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) コミュニケーション支援</li> <li>(2) 子どもの教育支援</li> <li>(3) 生活支援</li> <li>(4) 地域社会活動への参画支援</li> <li>(5) 安全・安心な暮らしの支援</li> </ol> </li> <li>2 国際理解・国際交流の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権・多文化共生推進のための国際理解・国際交流の推進</li> </ul> </li> </ol>	令和3年度～令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における多文化共生推進プラン(国)</li> <li>・長野県多文化共生推進指針</li> <li>・飯田市多文化共生社会推進基本方針</li> </ul>	基本目標4 基本目標10	任意	報告済

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
16	飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	環境課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行う。	一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める計画。これに基づき、適正処理を実施するとともに、廃棄物の発生を抑制し、ごみの削減・リサイクルの目標を掲げ、循環型社会の形成を目指す。	令和3年度～令和6年度	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条 ・長野県廃棄物処理計画（第5期）令和3年度から5年間 ・21'いいだ環境プラン 令和3年度から4年間	基本目標11	法定計画	報告済
17	第10期飯田市分別収集計画	環境課	容器包装リサイクル法に基づき、分別収集の計画、廃棄物の見込み量等を定めることにより、廃棄物の適正な処理及び資源有効活用の確保に資する。	計画期間における容器包装廃棄物について、排出量の抑制策、分別収集の計画、見込量等を定める。	令和5年度～令和9年度（3年ごと改訂）	・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律 ・飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	基本目標11	法定計画	
18	21'いいだ環境プラン	ゼロカーボンシティ推進課	市民、事業者、行政の環境活動の指針となる計画として策定する。	・市民、事業者、行政の協働による飯田市のめざす都市像「環境文化都市」実現に向けた環境計画 ・廃棄物、生物多様性、気候変動をはじめ、自然環境、生活環境、快適環境などが対象。全市域を対象地区とし、具体的な環境目標値を設定	令和3年度～令和6年度	・飯田市環境基本条例（第7条） ・気候変動適応法（第12条）	基本目標1 基本目標11 基本目標13	条例計画	報告済み

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
19	飯田市地球温暖化対策実行計画（第3次飯田市環境モデル都市行動計画）	ゼロカーボンシティ推進課	ゼロカーボンシティの実現に向けて具体的な内容を定め、多様な主体の役割を明確にする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギーの加速的推進</li> <li>・持続可能な生活様式への転換</li> <li>・地域産再生可能エネルギーの創出</li> <li>・地域産再生可能エネルギーの活用</li> <li>・森林整備による吸収源の確保</li> </ul>	令和3年度～令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府による環境モデル都市の選定に基づく策定</li> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律(第19条第2項)</li> </ul>	基本目標11 基本目標13	努力義務	報告済み
20	飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画	福祉課	地域活動による支え合いや住民相互の助け合い（共助）による福祉のまちづくりを推進する。	<p>基本理念            「誰もが主役、皆が地域で支え合う、住み慣れた地域で共に生きていくために」</p> <p>基本方針            1 安心して暮らせる社会づくり            2 共に支え合う地域づくり            3 健やかに暮らせる地域づくり            4 包括的支援体制づくり</p>	第2期 令和3年度～令和6年度	・社会福祉法	基本目標6 基本目標8	努力義務	
21	飯田市第4次障害者施策に関する長期行動計画	福祉課	平成25年4月施行の「障害者総合支援法」を踏まえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での自立した生活への支援</li> <li>・障害（児）の人権の尊重と社会参加の促進</li> <li>・切れ目のない支援の充実</li> <li>・誰もが暮らしやすい地域づくりの推進</li> </ul>	平成25年度～令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本法</li> <li>・障害者基本計画（第4次） 平成30年度～令和4年度</li> <li>・長野県障がい者プラン2018 平成30年度～令和5年度</li> </ul>	基本目標8	法定計画	

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
22	飯田市障がい福祉計画・障がい児福祉計画	福祉課	障がい児・者の自立を支援するとともに、障がい児・者及びその家族が地域生活を安心して送れるように、障がい福祉サービスの目標値と必要な量の見込み、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める。	誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、社会と関わり地域に貢献しながら暮らす地域共生社会「健やかにいきいきと暮らせるまち」を実現する。 ・地域生活を支えるサービス支援体制の整備 ・障がい児・者の人権尊重と社会参加の推進 ・安心して暮らせる地域づくり ・関係機関と連携した支援体制の充実	第6期・第2期 令和3年度～令和5年度	・障害者総合支援法 ・児童福祉法 ・長野県第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 令和3年度～令和5年度	基本目標6 基本目標8	法定計画	
23	第4期次世代育成支援飯田市行動計画、第2期飯田市子ども・子育て支援事業計画 「第2期子育て応援プラン」	子育て支援課	子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育」や「地域子ども子育て支援事業」の提供体制等の確保を図る。	基本理念 「子育ち・子育てを支え合う「結のまち飯田」」 ～みんなで支える切れ目ない支援～ 基本目標 1 子ども子育て支援の推進 2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 4 職業生活と家庭生活の両立の推進 5 きめ細やかな支援の推進 6 地域のみんなで支え合う子育ち・子育ての推進 計画の成果指標の評価項目として、以下を設定 ①合計特殊出生率②0～14歳までの人口③子育てしやすい環境のまちだと思う人の割合④子どもを産みやすい環境のまちだと思う人の割合	令和2年度～令和6年度	・次世代育成支援対策推進法 ・子ども・子育て支援法	基本目標2 基本目標3 基本目標6 基本目標8	法定計画	報告済
24	高齢者福祉計画・介護保険事業計画	長寿支援課	「生涯現役」「生涯安心」をめざして、高齢者が安心して健やかに暮らせるまちづくりを進める。	基本施策目標 1 健康づくり・介護予防を推進して元気な高齢者の増加 2 地域で安心して暮らしていけるためのサービスの充実 3 地域の支え合い、つながりの体制強化	第8期 令和3度～令和5年度	・老人福祉法第20条の8 ・介護保険法第117条 長野県介護保険事業支援計画 計画期間は市と同じ	基本目標7 基本目標8	法定計画	報告済

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
25	高齢者施設等の長寿化計画	長寿支援課	中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を進める。	改築中心の事後保全的な改修から、予防保全的な改修を実施することで施設の長寿命化を図るとともに、社会福祉施設の利用者のニーズに対応するために必要な改修を計画的に実施することで、施設利用環境の改善を図る。	令和4年度～令和23年度 (5年を目安に見直し)	・飯田市公共施設総合管理計画		法定計画	報告済
26	飯田市健康増進計画「健康いいだ21」	保健課	生活習慣病の一次予防に重点を置き、合併症の発症、重症化予防を重視した取り組みを推進することで、壮年期の死亡の減少と健康寿命の延伸を図る。	・生活習慣病の一次予防に重点を置きながら、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取組を推進し、市民の健康や生活の質の向上を図るとともに、健康寿命の延伸や壮年期死亡の減少、「市民総健康」「生涯現役」の実現を目指していく。 ・取組の課題となる項目に沿って具体的に目標値を設定、取り組む行動目標を提案し、すべての市民を対象に関係機関と連携・協働して事業を推進する。 ・医療費適正化計画等との期間を一致させ一体的な健康づくり政策を実施するため、国が計画期間を1年間延長とした。	平成15年度～平成24年度第2次 平成25年度～令和5年度	・健康増進法 国：健康日本21（第2次） 県：第2期信州保健医療総合計画（第3次長野県健康増進計画） 国：平成25年度～令和5年度 県：2018年度～2023年度	基本目標7	努力義務（補助金）	
27	保健事業計画（データヘルス計画・特定健康診査等実施計画）	保健課	国の「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」に基づき、「保健事業実施計画（データヘルス計画）」を定め、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化を図る。	飯田市国民健康保険の医療費適正化に向け医療費の分析等を行い、短期目標・中長期目標を設定する。目標の達成に向け特定健康診査、特定保健指導等を実施する。	データヘルス計画は第2期、特定健康診査等実施計画は第3期 平成30年度～令和5年度	・国民健康保険法（第82条） ・国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（第5） ・高齢者の医療の確保に関する法律（第19条） 国：特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針 県：長野県医療費適正化計画（第3期） ・国民健康保険運営協議会での協議	基本目標7	法定計画	

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
28	飯田市食育推進計画	保健課	市民一人ひとりが年齢や健康状態、生活習慣等に応じた健全な食を選択する力を身につけることで「市民総健康」「生涯現役」をめざす。	・基本目標1「心身の健康の増進に資する食育の推進」、2「持続可能な食を支える食育の推進」、3「食について学び適切な判断、選択ができる力を得る」を取り組むことで、食育目標「食を大切にし、生涯にわたり健康で豊かに暮らす」を目指す。 ・施策の展開の「家庭における食育」、「保育園等、学校における食育」、「地域における食育」、「食育推進運動の展開」、「生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農業の活性化等」、「食文化の継承のための活動への支援等」、「食品の安全性、栄養その他の食生活に関する情報の提供」といった様々な場面において取り組む。	第4次 令和5年度～ 令和9年度	・食育基本法 国：第4次食育推進基本計画 県：長野県食育推進計画（第4次） 国：令和3年度～7年度 県：令和5年度～9年度	基本目標7	努力義務	
29	飯田市自殺対策推進計画	保健課	行政、団体、地域が連携した幅広い支援体制による地域の特性を踏まえた自殺対策を推進し、「だれも自殺に追い込まれることのない飯田市」の実現を目指す。	・自殺対策とは、「様々な要因により死に追い込まれようとしている人を支援すること」であることから、自殺対策の総合的な取組方針を示し、様々な機関が実施する「生きることの包括的支援事業」を自殺対策事業として位置づける。 ・自殺対策事業は自殺対策総合大綱にて全ての自治体が取り組むことが望ましいとされる事業を「基本施策」、飯田市における自殺の特性や課題として想定される層を対象とする事業を「重点施策」として取組を推進する。	平成31年度～ 令和5年度	・自殺対策基本法（第13条第2項） 国：自殺総合対策大綱 県：長野県自殺対策推進計画（第3次）	基本目標7	法定計画	
30	地域経済活性化プログラム	産業振興課	地域の産業や経済を分析し、外貨を稼ぎ、地域内で循環させ地域経済の活性化を図ることができるよう、産業界をはじめ金融機関や行政等との連携により、地域全体で取り組む。	現状分析などから産業振興の方向性を確認し、リニア時代を見据え、飯田市の産業振興施策などをまとめた1年間の実行計画	平成18年～ (毎年策定)		基本目標1 基本目標2 基本目標3 基本目標4	任意	報告済

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
31	飯田市農業振興ビジョン	農業課	農業・農村に係る課題を解決し、活力ある農業・農村の構築による地域活性化を図るために、今後の農業政策の指針として策定する。	1 基本構想（11年間）目指す農業・地域の姿を定める。 2 基本的方向（3～4年間）基本構想の実現に向けた重点的な取組を定める。 ※具体的な取組（中期計画 令和3年度～6年度） <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域農業を支える担い手の確保と育成</li> <li>・多様な担い手の確保と育成</li> <li>・農業生産力の強化</li> <li>・農畜産物の高付加価値化</li> <li>・農作物被害対策の推進</li> <li>・生産基盤の整備、保全と多面的機能維持、増進</li> <li>・地域資源を活かした地域、経済の活性化</li> <li>・協働による農業振興施策の推進</li> </ul>	平成30年度～令和10年度	・食料・農業・農村基本計画（国） ・長野県食と農業農村振興計画	基本目標1	任意	報告済
32	飯田市森林整備計画	林務課	市内民有林における、森林関連施策の方針や森林所有者及び森林組合等林業事業体が行なう伐採や造林等の森林施業に関する指針	地域森林計画に適合し、森林整備の指針や適正な森林保全の方針を定める。 間伐目標面積を10年間で3,000ha、搬出間伐を1,100haとする。	平成30年度～令和9年度	・森林法第10条の5 国：15年間 県：10年間	基本目標1	法定計画	報告済
33	林道橋梁保全整備計画	林務課	飯田市が管理する林道の橋りょうについて、林道通行の安全を確保するうえで定期的な点検診断と計画的な修繕・更新を実施するため、そのコスト縮減と予算の平準化を図る。インフラ長寿命化計画の個別施設別長寿命化計画に位置付ける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林道の橋りょうについて、計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を進めるための計画</li> <li>・飯田市が管理する橋梁を点検した結果、経年変化ありと判断された橋梁108橋を計画の対象とし、今後10年間で長寿命化対策を実施する。</li> <li>・隨時点検を繰り返し、その都度見直す。</li> </ul>	平成27年度～※隨時必要に応じて見直し	・インフラ長寿命化基本計画 ・インフラ長寿命化計画(行動計画)（林野庁）	基本目標1	法定計画	報告済

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
34	第3期飯田市中心市街地活性化基本計画	商業観光課	飯田市中心市街地の活性化に向けたこれまでの取り組み、積み残された課題、新たな変化を踏まえ、中心市街地に関連するビジョンを共有し、これを具現化する実行計画としての街づくり計画（中心市街地活性化基本計画）を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地の整備改善事業</li> <li>・都市福利推進事業</li> <li>・まちなか居住推進事業</li> <li>・商業の活性化事業</li> <li>・公共交通機関の利便性増進事業</li> </ul>	令和2年度～令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地の活性化に関する法律</li> </ul>	基本目標2 基本目標4 基本目標12 基本目標13	法定計画	報告済
35	飯田市観光振興ビジョン・推進ロードマップ	商業観光課	飯田市の観光の状況を分析し、リニア中央新幹線・三遠南信自動車道等新交通網時代を見据えた観光振興施策の推進を目的に策定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光の基本方針</li> <li>・観光振興ビジョンに関する施策</li> <li>リニア中央新幹線や三遠南信自動車道による誘客戦略</li> <li>観光地としての環境形成</li> <li>観光の魅力向上</li> <li>観光情報の提供と誘客の促進</li> <li>人材の育成・コミュニケーション</li> <li>・観光振興をすすめる組織の役割</li> </ul>	平成27年度（2015年度）～令和9年度（2027年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光立国推進基本計画</li> <li>・長野県観光振興基本計画</li> <li>・長野県観光戦略</li> </ul>	基本目標1	努力義務	
36	名勝天龍峡保存管理計画・整備計画	商業観光課 文化財保護活用課	文化財として優れた価値を持つ「名勝天龍峡」の構成要素を明確化し、それらを適切に保存管理していくための基本的な方針、具体的な現状変更の取扱基準を定めると同時に、今後の整備活用の方針・方策を示すために策定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名勝天龍峡の本質的価値を構成する諸要素の抽出</li> <li>・名勝天龍峡の本質的価値を構成する諸要素以外の要素の特定</li> <li>・諸要素及び諸要素以外の要素の保存と管理の方法</li> <li>・現状変更申請の取扱基準（地区別）</li> <li>・名勝天龍峡に必要な公開活用の方針・方策</li> </ul>	平成21年度～※概ね10年後を目処に見直し	文化財保護法	基本目標1 基本目標4	努力義務	

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
37	飯田市駐車場整備事業経営戦略	商業観光課	飯田市営駐車場整備事業経営が将来にわたって安定的に事業を継続していくために中長期的な経営の基本計画を策定する。	・事業実態等 ・料金形態 ・駐車場実態調査による現状把握・分析	令和3年度～令和12年度	「経済財政運営と改革の基本方針2015について（平成27年6月30日閣議決定）」に基づき、総務省より策定要請		任意	報告済
38	地方卸売市場ビジョン	商業観光課	安全・安心な生鮮食料品等の安定供給、野菜・果樹を中心とした産地の生産者の市場を通した支援という卸売市場の役割を果たしつつ、公営企業として健全な経営を図るために策定する。	・飯田市地方卸売市場の事業概要 ○事業形態等 ○経営状況 ・経営の基本方針（経営理念、基本方針）	令和3年度～令和12年度	「経済財政運営と改革の基本方針2015について（平成27年6月30日閣議決定）」に基づき、総務省より策定要請		任意	
39	遠山郷観光振興ビジョン・戦略計画	遠山郷観光振興室	飯田市、遠山郷観光協会、遠山郷地域振興連絡会議が連携し、三遠南信自動車道の開通を見据え、遠山郷における事業者・地域住民・行政がお互いの立場を尊重しつつ一丸となり、地域を取り巻く課題に対応し未来の希望を確実なものとするために、遠山郷の観光理念とそれに向かう道すじや役割を明らかにするために策定する。	目指す姿 「ここは旅の目的地～信州の南の玄関口遠山郷～」 目指す姿を具現化するために遠山郷の3つの価値（山岳、伝統、人）を顕在化させ、その価値を活かし持続可能な地域に向けて5つの柱を設定。5つの柱に基づき戦略計画を策定し、遠山郷観光協会が進行管理を毎年度行い、市は進行管理を支援する。	令和4年度～令和10年度	・リニア推進ロードマップ ・飯田市過疎地域持続的発展計画 ・飯田市観光振興ビジョン ・南信濃地区基本構想・基本計画 ・上村地区基本構想・基本計画	基本目標1	任意	報告済

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
40	飯田市住生活基本計画	地域計画課	「いいだ未来デザイン2028」や、他の関連計画との整合を図り、今後推進すべき住宅施策の体系並びに施策の方向性を示す指針として策定する。	<p>基本理念 多様で豊かな暮らしを支える ～安全・安心で快適な「いいだ」らしい住まいの実現～ 目標 ・安全・安心な暮らしを支える住まいづくり ・少子化・高齢化等に対応した住まいづくり ・住宅セーフティネットの構築 ・既存ストックを生かした住まいづくり ・多様な暮らし方に対応した住まいづくり ・環境共生・省エネルギーに配慮した住まいづくり 6つの施策目標を設定し、これに基づいて住宅施策を展開</p>	平成30年度～令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住生活基本法（第18条第1項）</li> <li>・住生活基本計画（全国計画）</li> <li>R3～R12</li> <li>・長野県住生活基本計画</li> <li>R3～R12</li> <li>・飯田市総合計画（いいだ未来デザイン2028）</li> <li>・飯田市土地利用基本方針</li> <li>・国土利用計画（飯田市計画）</li> </ul>		努力義務	報告済
41	飯田市公営住宅等長寿命化計画	地域計画課	公営住宅等の状況や将来的な需要見通しを踏まえ、効率的・効果的な団地別の事業手法の選定をすることにより、今後の飯田市の公営住宅等の長寿命化に向けた取組みを明確にし、ライフサイクルコストの縮減を図る。	<p>・基本方針として、既存ストックの状況把握及び維持管理方針と長寿命化及びライフサイクルコストの縮減に関する方針を定める。 ・公営住宅等の点検、維持管理、改善事業、建替事業、用途廃止の事業手法の実施方針を定める。</p>	第1次 平成21年度～平成31年度（令和元年） 第2次 令和2年度～令和11年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅法</li> <li>・飯田市住生活基本計画</li> <li>・公営住宅棟長寿命化計画策定指針（改訂）（国：平成28年8月）</li> <li>・長野県公営住宅プラン2016（改訂版 長野県公営住宅等長寿命化計画）</li> </ul>		努力義務（補助金）	報告済
42	国土利用計画・飯田市計画	地域計画課	公共の福祉が優先される秩序ある計画的な土地利用を行い持続可能な地域社会の構築を図る。	<p>国土利用計画長野県計画を基本に、いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）に即して、市の土地利用に関する基本的な指針を示す。 ・土地の利用に関する基本理念、基本原則、基本指針を定める。（基本指針「持続可能な地域構造への転換」「拠点連携型地域構造の推進」） ・土地の利用区分ごとの規模の目標、利用区分ごとの土地利用の基本方向、地域類型別の土地利用の基本方向を定める。 ・規模の目標及び基本方向を達成するために必要な措置を定める。</p>	第1次 平成7～17年度 第2次 平成18年～平成28年度 第3次 平成29年度（2017年度）～令和10年度（2028年度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地基本法（第11条第1項）</li> <li>・国土利用計画法（第8条第1項）</li> <li>・いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）</li> <li>・国土利用計画全国計画（第5次）H27～R7</li> <li>・国土利用計画長野県計画（第5次）H28～R7</li> </ul>	基本目標13	法定計画	報告済

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
43	飯田市土地利用基本方針 (都市計画マスター プラン)	地域計画課	市全域および各地域の将来像とその実現に向けた土地利用の方針を定めることにより、まちづくり・地域づくりの方向性を明らかにするとともに、市民と市が当市の目指すべき姿を共有して、地域の特性に応じた適正かつ合理的な土地利用を推進する。	都市づくりの理念及び目標のほか、次の事項を定める。 ・目指す都市の姿「地域の多様性をいかし、豊かな暮らしを実現する持続可能なまち」 ・市全域、都市計画区域内、都市計画区域外における土地利用の方針 ・土地利用基本計画及び地域土地利用計画 ・都市施設の整備方針 ・防災都市づくりの方針 ・緑、景観等の育成方針 ・基本方針の実現に向けた方策 今後、地域土地利用方針を策定し、この基本方針の地域別方針として位置づける。	当初 平成19年～平成28年度 変更後 平成19年度（2007年度）～令和10年度（2028年度） ※隨時、見直し	・土地基本法（第11条第1項） ・国土利用計画法（第8条第1項） ・都市計画法（第18条の2第1項） ・飯伊圏域都市計画マスター プラン（長野県） ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスター プラン）（長野県）	基本目標13	法定計画	報告済
44	飯田都市計画	地域計画課	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する。	飯田市土地利用基本方針（都市計画マスター プラン）に即し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定める。	昭和9年～ ※隨時、見直し	・都市計画法（第2章第1節） ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスター プラン）（長野県）	基本目標11	法定計画	報告済
45	飯田市景観計画	地域計画課	飯田市土地利用基本方針に基づき、現在及び将来この地域に暮らす人々の心豊かな生活を実現する為、地域の特性と個性を活かした景観を育成する。	・景観の育成に関する基本指針及び基本方針（地域主体の景観の育成、地域景観計画の策定支援等） ・景観育成特定地区の指定等の方針、行為の制限に関する事項（景観育成基準）等、景観の育成に関する方針 ・まちづくり委員会その他地域の活動主体の支援、景観資産の指定等による緩やかな景観の育成等、景観の育成の方策	平成19年度～ ※隨時、見直し	・景観法（第8条第1項） ・飯田市景観条例 ・飯田市土地利用基本方針	基本目標13	法定計画	報告済

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
46	飯田市緑の基本計画	地域計画課	美しい緑を誇りと愛着をもって育むと共に、緑地の保全や緑化の推進を図り次世代に引き継ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の育成に関する基本指針及び基本方針 (地域主体の緑の育成、地域緑の計画の策定支援等)</li> <li>・緑地の保全及び緑化の目標</li> <li>・都市公園に関する事項、緑地保全配慮地区・緑化推進重点地区や市民緑地の指定等緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項</li> <li>・まちづくり委員会その他地域の活動主体の支援等、緑の育成の方策</li> <li>・都市計画区域外における緑、農用地等の緑、森林の緑に関する事項も含める。</li> </ul>	平成19年度～ ※隨時、見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市緑地法（第4条第1項）</li> <li>・飯田市緑の育成条例</li> <li>・飯田市土地利用基本方針</li> </ul>	基本目標13	法定計画	報告済
47	いいだ山里街づくり推進計画（飯田市版立地適正化計画）	地域計画課	国土利用計画第3次飯田市計画や飯田市土地利用基本方針に掲げる「拠点集約連携型都市構造」の実現を目指しつつ、国の立地適正化計画の適用を受ける「街」の区域について、効果的な施策や財政支援などを活用することを見据え、また飯田市全域を対象として「山」・「里」・「街」の暮らしに配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の現状と課題</li> <li>・立地適正化の方針</li> <li>・立地適正化計画の区域（「都市機能集積区域（都市機能誘導区域）」と「街の暮らし推進区域（居住誘導区域）」などを設定）</li> <li>・拠点立地を図るべき施設（誘導施設の設定）</li> <li>・立地適正化計画の施策</li> <li>・評価指標と目標値</li> </ul> <p>今後、土地利用基本方針（地域土地利用方針）の検討の中で、地域拠点や拠点連携のあり方など段階的に協議を進める。</p>	令和2～令和22年度（2040年度） ※隨時、見直し	<p>都市再生特別措置法（第81条第1項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マスタープラン）（長野県）</li> <li>・国土利用計画第3次飯田市計画</li> <li>・市都市計画マスター プラン</li> </ul>	基本目標13	法定計画	報告済
48	松尾地区内水排除緊急時対応計画	地域計画課	松尾地区における内水排除の緊急時の対応の手順を定めた計画。	<p>手順</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水防倉庫への集合</li> <li>(2) 祝井沢川、金色洞沢川へのポンプ配備</li> <li>(3) 実働</li> <li>(4) 冠水の恐れがある場合</li> <li>(5) 従事者の安全・健康管理</li> <li>(6) 収束</li> <li>(7) その他</li> </ol>	平成20年～ ※隨時、見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天竜川上流流域治水プロジェクト</li> <li>・飯田市国土強靭化地域計画</li> <li>・飯田市地域防災計画</li> <li>・飯田市水防計画書</li> </ul>	基本目標12	任意	

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
49	飯田市舗装長寿命化修繕計画	維持管理課	現在の舗装の状態を把握し、データによる優先順位付を行う事で、計画的な舗装修繕の実施により目標とする管理水準の維持を図る。また、修繕データを継続的に蓄積する事で劣化予測を可能とし、計画的な工事発注や適切な工法選定による予算の平準化を図る。	舗装修繕工事 市道伊賀良514号線（西部山麓線） 市道山本98号線（西部山麓線） 市道1-29号羽場坂中村線（運動公園通り） 市道1-56号万才線 市道上村1号線 市道1-90号高松加賀沢線 市道山本294号線 市道1-76号百巣毛呂窪線 市道1-72号堀廻線 市道1-71号堀廻萩ノ平線	平成28年度～ ※隨時見直し	・インフラ長寿命化基本計画 ・飯田市公共施設等総合管理計画 ・道路法第42条	基本目標12	努力義務(補助金)	
50	飯田市橋梁長寿命化修繕計画	維持管理課	市民に安全で安心な道路を提供することを目的として、従来の損傷発見毎の事後的な修繕や架替ではなく、道路法に基づく定期点検（5年毎）により道路橋の状態を把握し、損傷が軽微な段階に予防的な修繕を行うことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を目標に計画的な維持管理を実施する。また、定期点検結果に基づき長寿命化修繕計画の見直しを隨時行い、道路橋の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減および年度毎の維持管理コストの平準化を図る。	全橋梁数 945橋（橋長2.0m以上） ・健全度判定Ⅲ以上の橋梁を計画的に修繕する 対象90橋の内で通行規制による6橋を除く84橋を実施 ・定期点検を945橋実施する 健全度判定区分 I（健全） 188橋 II（予防保全段階） 667橋 III（早期処置段階） 90橋 IV（緊急処置段階） 0橋	令和2年度～ 令和6年度 ※隨時見直し	・インフラ長寿命化基本計画 ・飯田市公共施設等総合管理計画 ・道路法第42条	基本目標12	努力義務(補助金)	
51	飯田市トンネル長寿命化修繕計画	維持管理課	市民に安全で安心な道路を提供することを目的として、従来の損傷発見毎の事後的な修繕ではなく、定期点検（5年毎）によりトンネルの状態を把握し、損傷が軽微な段階に予防的な修繕を行うことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を目標に計画的な維持管理を実施する。また、定期点検結果に基づき長寿命化修繕計画の見直しを隨時行い、トンネルの長寿命化、ライフサイクルコストの縮減および年度毎の維持管理コストの平準化を図る。	トンネル数 10本 ・健全度判定Ⅲ以上のトンネルを計画的に修繕する R5年度に定期点検10本を実施する H30年度の健全度判定区分 I（健全） 0本 II（予防保全段階） 7本 III（早期処置段階） 2本 IV（緊急処置段階） 0本 (県移管トンネル) 1本	令和4年度～ 令和8年度 ※隨時見直し	・インフラ長寿命化基本計画 ・飯田市公共施設等総合管理計画 ・道路法第42条	基本目標12	努力義務(補助金)	

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
52	飯田市道路附属物長寿命化修繕計画	維持管理課	市民に安全で安心な道路を提供することを目的として、従来の損傷発見毎の事後的な修繕ではなく、定期点検(5年毎)により道路附属物の状態を把握し、損傷が軽微な段階に予防的な修繕を行うことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を目標に計画的な維持管理を実施する。また、定期点検結果に基づき長寿命化修繕計画の見直しを隨時行い、道路附属物の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減および年度毎の維持管理コストの平準化を図る。	道路附属物数 3基（横断歩道橋1橋、ロックシェッド2基） ・予防保全的な維持管理に努める ・定期点検を3基実施する (R4横断歩道橋1基、R5ロックシェッド2基) 健全度判定区分 I (健 全) 1基 (H30赤石ロックシェッド) II (予防保全段階) 1基 (R4稻荷坂歩道橋) III (早期処置段階) 0基 IV (緊急処置段階) 0基 (県移管ロックシェッド) 1基	令和4年度～令和8年度 ※隨時見直し	・インフラ長寿命化基本計画 ・飯田市公共施設等総合管理計画 ・道路法第42条	基本目標12	努力義務(補助金)	
53	飯田市公園施設長寿命化計画	維持管理課	これまでの事後保全型管理から予防保全型管理に転換し、公園施設の更新及び修繕を計画的に行っていくことで、補修等にかかる費用の低減と、ライフサイクルコストの縮減及び年度予算の平準化を図る。	・対象公園：35公園 街区24 近隣4 地区3 総合2 風致1 都綠1  ・対象施設：2,284施設 園路広場271 修景施設81 休養施設650 遊戯施設206 運動施設26 教養施設14 便益施設108 管理施設926 その他2	平成25年度～令和4年度	・インフラ長寿命化基本計画 ・飯田市公共施設等総合管理計画 ・社会資本整備総合交付金 ・昭和30年法律第179号「適正化法」 ・昭和30年政令第255号 ・平成12年総理府・建設省令第9号	基本目標12	努力義務(補助金)	
54	道路照明灯の全灯LED化に向けた計画的修繕	維持管理課	道路照明灯をLED灯に計画的に更新を行っていくことで、電力使用量の削減、ライフサイクルコストの縮減及び年度予算の平準化を図る。	道路照明灯LED化工事 ・鼎、竜丘、三穂、千代地区 148本 ・上郷、伊賀良、松尾、川路 159本 ・山本、羽場、丸山、座光寺 165本 ・東野、橋北、橋南、南信濃 108本 ・下久堅 101本	令和6年度～令和10年度 ※隨時見直し		基本目標12	任意	

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・ 関連する国県等の計画・ 計画期間	関係する 基本目標	計画の区分	備考
55	飯田市国土強靭化 地域計画	危機管理課	いかなる自然災害が起きた場合に機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にするための指針となる計画とし、国・県・関係機関と一体となって総合的、計画的な国土の強靭化に資する。	国土強靭化の基本的な考え方 ・脆弱性の評価 ・国土強靭化の推進方針 ・施策分野別事業の一覧	令和3年度 ～ 令和10年度	・国土強靭化計画 ・長野県強靭化計画		努力義務	報告済
56	飯田市第12次消防 力（消防団）整備 計画	危機管理課	消防団を中心とした地域防災力の充実・強化を図り、もって当市及び周辺地域の安全・安心のまちづくりに寄与する。	・飯田市消防団の組織体制・人員 ・消防施設及び消防機械器具の計画的配備 ・消防水利の計画的整備 ・救急指導者の育成、安全衛生管理	令和3年度 ～ 令和7年度	・飯田市基本構想基本 計画 ・長野県相互応援協定	基本目標12	任意	報告済
57	飯田市地域防災計 画・水防計画	危機管理課	災害対策基本法に基づく飯田市の防災対策における基本計画	・風水害編 ・震災対策編 ・原子力災害編 ・その他災害編 上記の項目ごとに、予防、応急対応、復興について記載	昭和37年7 月の法律施 行に基づき 計画策定 ※随時見直 し	・中央防災計画 ・県地域防災計画 ・県水防計画	基本目標2 基本目標3 基本目標12	法定計画	報告済

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
58	飯田市第3次水道ビジョン・水道事業経営戦略	経営管理課	人口減少による料金収入の減少など経営環境の悪化が予想される中、快適な市民生活に欠くことのできない水道水の安定供給を行うために実施すべき事業についてその方向性を定める。	「安全でおいしい水道水を安定して供給する」ことを基本目標とし、経営基盤(組織・施設・財政)を強化し、災害に強く持続可能な水道を目指す。 「安全」：すべてのお客様が安心して飲める安全な水道水を供給する 「強靭」：いつでもどこでも安定して水道水が確保できる水道施設を整備する 「持続」：適切なお客様負担のもと、施設の良好な維持管理と事業経営の健全化を図る	・ビジョン 令和4年度～令和28年度 ・経営戦略 令和5年度～令和28年度（策定期間）	・新水道ビジョン 平成25年3月 厚生労働省健康局 ・長野県水道ビジョン 平成29年3月 長野県環境部	基本目標12	努力義務	報告済
59	飯田市下水道ビジョン・下水道事業経営戦略	経営管理課	多様化する市民ニーズや地域の変化に対応するため、ストックマネジメント計画に基づく事業を計画的に実施し、未来のあるべき姿を捉えながら、次世代へ引き継ぐ資産・機能・技術を整理するとともに、安全・安心でくらし豊かなまちづくりを支える下水道の実現を目指すための方針を示す。	「計画的な施設管理」（ストックマネジメント） ストックマネジメント計画に基づく予防保全型の施設管理、長寿命化対策、持続可能な事業のあり方を検討 「強靭な危機管理」（リスクマネジメント） 管渠や施設の地震・浸水対策、激甚化する災害への対応、感染症対策や雨水排水対策 「健全な経営管理」（コストマネジメント） 適正な使用料の設定、専門技術者の育成、情報発信による経営の透明化や水洗化の更なる推進	・下水道ビジョン 令和3年度～令和14年度 ・経営戦略 令和3年度～令和14年度	・国土交通省「新下水道ビジョン」 ・長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想		努力義務	報告済
60	第2次 飯田市生活排水処理基本計画	下水道課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、長期的、総合的視点に立って、計画的に生活排水(し尿及び生活雑排水)処理対策を行うため、計画目標年次における生活排水の処理方法や、発生する汚泥の処理方法等の基本方針を示す。	・基本理念 生活排水に起因する水質汚濁等を防止するため、下水道への接続や合併浄化槽による水洗化を促進し、し尿及びその他生活雑排水の処理が持続的かつ適正に行われるよう、生活排水処理対策を講じる。 ・生活排水処理の目標 水洗化（下水道接続済・合併処理浄化槽等）率 93.0%（令和14年度末）	令和5年度～令和14年度 令和9年度（見直し）	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第6条第1項） ・長野県生活排水処理構想(2022改定版)		法定計画	報告済

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
61	飯田市下水道事業ストックマネジメント計画	下水道課	下水道施設全体について、長期的な視点で今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改築等を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化する。	管路施設については、市内約683kmの下水道管路のうち、事故や機能不全が発生しやすい管路（発生確率）や社会的影響の大きい管路（被害規模）を数値的に評価し重要管渠として約266kmを位置づけ、処理施設については、松尾浄化管理センターほか4処理場とマンホールポンプ152箇所についてリスク評価の高い箇所から点検・調査を行い、対策の必要性が高いと評価された箇所から計画的な改築や修繕を実施するとともに改築コストの平準化を図る。	令和3年度～令和7年度	・長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想 ・飯田市下水道ビジョン		努力義務(補助金)	
62	飯田市下水道処理施設統廃合計画（全体方針）	下水道課	近年の人口減少や社会情勢の変化に対応し持続可能な下水道運営を目指すため、処理施設の処理能力・耐震性・維持管理等により統廃合のプロックを設定するための「基本方針」と、汚水処理の効率化・最適化を図るための「実施方針」を示す。	既存の施設・設備を最大限利活用することを前提に、処理区域ごとに統廃合可能なプロックを設定し汚水処理の効率化・最適化を図る。設定した区域について検証を行い、重要度・緊急度の高い箇所から個別計画を策定する。 統廃合想定プロック：5地区	令和4年度～令和11年度	・国土交通省「新下水道ビジョン」 ・長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想 ・飯田市下水道ビジョン		任意	
63	飯田市下水道総合地震対策計画（第Ⅱ期）	下水道課	地震による下水道施設の被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすため、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化を進め、地震に対する安全度を高める。	主要な災害対策本部（市役所本庁舎・りんご庁舎）及び災害拠点病院（飯田市立病院）からの流下経路における管口可とう化及びマンホール浮上防止対策を行うことにより、伊那谷断層帯地震の地震動（最大震度7程度）に対し流下機能を確保する。 ・マンホールと管渠の接続部の可とう化：398箇所 ・マンホール浮上防止対策：13基 ・可搬式発電機配備：6基	平成30年度～令和7年度	・長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想 ・飯田市下水道ビジョン		努力義務(補助金)	

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
64	循環型社会形成推進地域計画	下水道課	個別処理区域における生活排水による公共用水域の汚濁を防止し、生活環境の保全及び公共衛生の向上を図る。	浄化槽設置者に補助金を交付する。 ・5人槽：95基 ・6～7人槽：68基 ・8～10人槽：10基 ・11～20人槽：5基 ・21～30人槽：4基 ・交付対象基数：182基 (宅内配管費：38基含む) (便槽撤去費：38基含む)	令和2年度～令和6年度	・飯田市生活排水処理基本計画 ・長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想 ・飯田市下水道ビジョン		努力義務(補助金)	
65	飯田市立病院第4次中期計画	経営企画課	地域医療を取り巻く状況変化を見据え、地域の中核病院としての役割を確認するとともに、医療の方向性を院内で共有し良質な医療を提供し続けるため策定する。	中期ビジョンの実現に向けた取組を進め、地域の中核病院として地域医療を守り地域住民の健康を支える役割を果たす 1 安全・安心で良質な医療を提供している 2 患者さん中心の医療を実践している 3 地域の保健、医療、介護、福祉機関と密接に連携を図っている 4 教育・研修機能が高まり、医療水準が向上している 5 職員が誇りややりがいの持てる職場となっている 6 健全な経営が推進されている 7 時代の変化に対応した病院づくりが進められている	令和4年度～令和9年度		基本目標6	任意	報告済
66	飯田市立病院経営強化プラン	経営企画課	持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、病院が地域医療構想等を踏まえて地域において果たすべき役割・機能を改めて見直し、明確化することが重要である。そしてその役割・機能を果たすために必要となる取組を本プランに定め、これに取り組むことにより病院経営を強化する。	市立病院が担う役割・機能を果たすために必要となる経営強化の取組を飯田市立病院第4次中期計画に基づき取り組み、本プランに定める医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標及び経営指標に係る数値目標の達成を目指す。	令和4年度～令和9年度	持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（令和4年3月総務省）	基本目標6	法定計画	

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
67	飯田市教育振興基本計画	学校教育課	H22からH28年度までを計画期間とする飯田市教育振興基本計画が終了し、これまでの取組を土台としつつ、予測困難で変化が激しいこれからの時代における教育ビジョンと、それを実現するための教育振興の基本的な計画内容を明らかにする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯田市の教育ビジョン、教育振興方針、取組の柱（基本的な方向）を定める。</li> <li>・時代の変化や、制度の改正などに対応するため、12年間の計画期間を前期、中期、後期の4年間に分け、各期ごとに、その時の課題に対応した重点目標とアクションプログラム（具体的な取組）を定める。</li> <li>・令和3年4月1日に中期の取組を策定した。</li> </ul>	平成29年度～令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育基本法</li> <li>・国及び県の教育振興基本計画</li> </ul>	基本目標2 基本目標3 基本目標4 基本目標5 基本目標6 基本目標10 基本目標11 基本目標13	努力義務	報告済
68	飯田市教育委員会施設等総合管理計画	生涯学習・スポーツ課	教育委員会施設における現状と課題を分析したうえで、計画的な施設改修を実施することで施設の長寿命化を図るとともに、施設利用者のニーズに対応するために必要な改修を計画的に実施することで、施設利用環境の改善を図る。	<p>施設整備の基本的な方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事後保全型の改修から予防保全型の改修への転換 →施設の老朽化を定期（5年に1度）的に調査 →その結果を元に、予防保全型（計画的）改修を実施</li> <li>2 時代の変化に対応した施設環境の整備 利用者目線での施設整備を実施</li> <li>3 法令等を踏まえた維持管理の徹底 日常的な維持管理・手法を明確化 →施設管理者が法令等を踏まえ施設維持を実施</li> <li>4 工事・修繕等の改修履歴の整備 施設ごとに工事・修繕履歴（施設カルテ）を整備 →効率的かつ効果的な施設維持を実施</li> <li>5 施設量の最適化への取組みを実施 公共施設マネジメント方針に沿った施設管理 →施設量の最適化を検討し、実施</li> </ol>	令和3年度～令和12年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の「インフラ長寿命化基本計画」、「文部科学省インフラ長寿命化計画（行動計画）」に定められた地方公共団体で策定する「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設設計画）」に該当</li> <li>・「飯田市公共施設等総合管理計画」（計画期間：平成28年度～令和7年度）の個別計画のひとつとなる、教育委員会施設における個別計画として位置付け</li> </ul>	基本目標3 基本目標4 基本目標5 基本目標12 基本目標13	努力義務	報告済
69	飯田市スポーツ推進計画【第2次改定版】	生涯学習・スポーツ課	「スポーツ基本法」に基づき、飯田市のスポーツ行政を総合的に推進する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツによる健康・体力の向上</li> <li>2 競技力向上の推進</li> <li>3 スポーツを支える人材の発掘・育成</li> <li>4 スポーツを通じたコミュニティづくりと交流の拡大</li> <li>5 障がい児・者と一緒に楽しめるスポーツの推進</li> <li>6 スポーツ施設の整備・充実</li> </ol>	令和3年度～令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ基本法</li> <li>・スポーツ基本計画</li> <li>・長野県スポーツ推進計画</li> </ul>	基本目標5 基本目標12	努力義務	報告済

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・ 関連する国県等の計画・ 計画期間	関係する 基本目標	計画の区分	備考
70	史跡恒川官衙遺跡保存活用計画	文化財保護活用課	国史跡指定の「恒川官衙遺跡」を確実に保存継承するため、史跡の価値を顕在化し、その保存管理、整備・活用の基本方針、現状変更等の取扱い基準を示す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡恒川官衙遺跡の価値（本質的価値、及び以外の価値等）</li> <li>・史跡の保存管理の基本方針、方法、現状変更等の取扱い</li> <li>・史跡の整備・活用の基本方針</li> <li>・史跡の管理運営等</li> </ul>	平成28年度～ ※概ね10年毎に見直し	文化財保護法	基本目標4	努力義務	
71	史跡恒川官衙遺跡整備基本計画	文化財保護活用課	「史跡恒川官衙遺跡保存活用計画」を踏まえ、史跡恒川官衙遺跡の適切な保存と活用を図るため、史跡整備の基本的な計画を示す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡整備の基本方針と構想</li> <li>・公有地化と発掘調査</li> <li>・整備計画対象地のゾーニングと各エリアの整備計画</li> <li>・施設等の整備基本計画</li> </ul>	平成30年度～令和10年度 ※必要に応じて見直し	文化財保護法	基本目標4	努力義務	
72	史跡飯田古墳群保存活用計画	文化財保護活用課	国史跡指定の「飯田古墳群」を確実に保存継承するため、史跡の価値を顕在化し、その保存管理、整備・活用等の基本方針、現状変更等の取扱い基準を示す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡飯田古墳群の価値（本質的価値、及び以外の価値等）</li> <li>・史跡の保存管理の方向性、方法、現状変更等の取扱い</li> <li>・史跡の整備・活用の方向性、方法</li> <li>・史跡の管理運営等</li> </ul>	令和2年度～ ※概ね10年毎に見直し	文化財保護法	基本目標4	努力義務	

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
73	考古博物館活用基本方針	文化財保護活用課	考古博物館の活用を図ることで、国史跡等の価値や魅力の周知が進むとともに、文化財を介して飯田市の歴史や文化に対する理解が深まり、保存継承につなげていく、そのための方針を示す。	・考古博物館の目指す姿 ・目指す姿を実現するための方針 ・施設ゾーニング ・施設設備改修の検討	令和3年度～令和10年度		基本目標4	任意	
74	飯田市公民館基本方針	公民館	全公民館が、公民館活動を実施するうえでの基本的な理念、担う役割、重点目標などを共有し、方針に基づきながら事業等を計画、推進していくために策定する。	飯田市教育振興基本計画に掲げる教育ビジョン「地育力による未来をひらく心豊かな人づくり」の実現に向か、公民館が果たす役割、基本理念、活動の展開に関する考え方、重点目標などを定めた、公民館活動を推進するうえでの拠り所となる基本方針	昭和48年度年～(毎年策定)	・飯田市教育振興基本計画	基本目標3 基本目標4 基本目標6 基本目標10 基本目標11	任意	
75	人形劇のまちづくりを推進する新たな仕組みに関する方針	文化会館	「地育力による心豊かな人づくり」を推進し、飯田というひとつのステージで、人形劇を中心に入々がこぞって参加し、皆がいきいきとつながりながら、それぞれの夢や想いに向かって活動できる「人形劇のまち飯田」をつくっていく。 飯田の風土の中で人形劇が果たしてきた役割や意義、さらには人形劇が持つ多面的機能の研究を進め、「人形劇のまち飯田」の魅力をより広く・より深く国内外に発信することにより、市民文化と人形劇文化の向上に貢献できる「小さな世界都市」を築いていく。	市民や人形劇人の主体的な活動を支援するとともに、「人形劇のまち飯田」の魅力を国内外に発信することにより、人形劇のまちづくりを飯田市全体の活性化に結びつけることができる新たな仕組み作りを進める。 1 多様な意見により「人形劇のまち飯田」を創造できる場の整備 (1) 「(仮称)人形劇のまち運営協議会」の設置 2 多様な主体の活動を支援する機能の充実 (1) 飯田文化会館(人形劇のまちづくり係)による支援 (2) 「(仮称)人形劇センター」の設置 (3) 飯田女子短期大学との連携	平成24. 2～	—	基本目標4 基本目標5 基本目標10	任意	

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・ 関連する国県等の計画・ 計画期間	関係する 基本目標	計画の区分	備考
76	文化芸術振興基本方針	文化会館	文化芸術活動の主体は市民であり、そのためには行政は多様な市民の文化芸術活動の場と機会を保障し、その活動を支援する。文化芸術振興における市の基本的な方向性と役割を明らかにし、さらに市民及び団体等の果たす役割にも触れながら、市民と行政が協働して、地域の芸術文化活動を充実させ、一層発展させる。	本方針では、市民、学校等、市民団体、企業・事業者、飯田市、それについて文化振興の担い手と役割を明示している。 文化芸術振興の基本的な考え方 1 文化芸術振興とは、精神的な豊かさとよりよい地域づくりを目指すもの。 2 市民（市民・市民団体・事業者含む）は、多様な文化芸術活動を推進し、互いの活動を認め合う。 3 行政は、市民の広範な文化芸術活動を支援し、文化芸術活動を担う人材を生み出し、新たな文化芸術活動の創造につながる土壤を豊かにする。 4 市民と行政は、自然・歴史・民俗などの地域資源を発掘・蓄積・研究し、保存・継承する。 5 市民と行政は、広く情報を発信し、地域の知名度を高める。	平成19年度～	文化芸術基本法(平成十三年十二月七日法律第百四十八号) 第七条の二	基本目標4 基本目標5 基本目標10	努力義務	
77	第4次 飯田市立図書館サービス計画	中央図書館	利用者や地域のニーズに基づき図書館サービスの充実を図るため、今後の飯田市立図書館のあり方やサービス充実の方策について定める。	1 基本方針 2 具体的な取組 ・図書・資料・情報提供の充実 ・子どもの読書活動の推進 ・身近に使える図書館の充実 ・学びあいにより人と人のつながり、読書や学びが広がる場づくり ・地域の歴史と文化の記録の蓄積と提供 ・安全で安心して使える施設の整備	令和3年度～令和6年度	・図書館法 ・公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準	基本目標3 基本目標4	努力義務	
78	飯田市美術博物館 2028ビジョン・基本プラン	美術博物館	美術博物館は、リニア時代において、博物館としての使命を果たしていくために、明確な方向性を持ち、計画的な取組を進め、まちづくりに寄与していくことが必要であり、当館の今後のあり方や事業活動における基本的な方向を示すものとして策定する。	1 2028ビジョン ・館のめざす姿と、その実現に向けた学芸活動の基本方針及び重点目標を示したもの。 2 2028基本プラン ・ビジョンを達成するための取組を示すアクションプログラム ・計画期間を前・中・後期の3期に分け、各期を迎えるごとに具体的な取組を定める。	平成29年度～令和10年度	第2次飯田市教育振興基本計画	基本目標4 基本目標5 基本目標13	任意	報告済

No.	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	関係する基本目標	計画の区分	備考
79	飯田市歴史研究所第5期中期計画	歴史研究所	人々の営みを基礎とした歴史文化遺産（地域遺産）の収集、保存と調査研究及びその成果の地域還元のため、歴史研究所が重点的に取り組む事項を明確にするために策定	計画期間中に歴史研究所が取り組む下記事項について規定する。 1 基本方針 2 重点目標 3 基本的事業活動 4 歴史研究所の体制整備	令和3年度～令和6年度	・飯田市歴史研究所条例 ・飯田市歴史研究所管理運営規則 ・飯田市誌編さん事業に関する答申	基本目標4	任意	報告済
80	監査基準	監査委員事務局	地方自治法（第198条の4）の改正に基づき、各自治体の監査委員は「監査基準」を制定することが義務付けられ、令和2年4月1日付で「監査基準」を施行した。	監査委員及び事務局職員は当該基準が定めるとおりに事務等を執行しなければならない。「監査基準」が実態にそぐわなくなった暁には「監査基準」を改正する（例えば、飯田市が「内部統制」を実施するようになった際には、監査基準を実態に合うように改正する）。	令和2年度～			法定計画	
81	監査等基本方針	監査委員事務局	毎年度策定し、その年度の監査の実施方針を決定する。	当該年度における実施する監査の種類や監査対象、スケジュールなどについて定める。	令和5年度			任意計画	